「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」の改正について

平 成 3 0 年 2 月 産業技術環境局技術評価室

平成28年12月に取りまとめられた「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、 挑戦的(チャレンジング)な研究開発の促進、研究開発プログラムの評価のさらなる推進(時間軸に沿ったロードマップの設定)等の記述が今回新たに盛り込まれたことを踏まえ、平成 29年5月に経済産業省技術評価指針の一部改正が行われたところ。

今回、「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」についても、当省技術評価指針の一部改正を踏まえ所要の見直しを行った結果、以下の点について一部改正を行うこととする。

く改正の主なポイント>

- ◆「挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価」 【評価項目1、2】
 - ⇒「アウトカムの妥当性」及び「アウトプットの妥当性」の基準に、挑戦的(チャレン ジング)な研究開発の特性を踏まえた記述を追加。
 - 〇事業アウトカムが実現した場合に、産業社会に大きな変革 (ハイインパクト) を もたらすものであること。
 - 〇難易度が高く、アウトプット目標の達成確率が低い (ハイリスク) 目標値が適切 に設定されていること。
 - 〇アウトプット目標が未達成な場合、副次的成果や波及効果等の得られた成果があること。
- ◆「事業アウトカムの妥当性」及び「事業アウトプットの妥当性」 【評価項目 1 、 2 】 ⇒ 定量的な指標の設定が困難な場合、定性的な指標と定量的な指標を併用する等についての記述を追加。
- ◆「事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性」 【評価項目 4】
 - ⇒時間軸に沿って、アウトカム・アウトプットの目標値の達成時期、アウトカムの目標 達成に至るまでの取組などを記載することを明確化。
- ◆「実施・マネジメント体制等の妥当性」 【評価項目5】
 - ⇒研究開発事業の推進者及び実施者の役割と責任の明確化。
 - ⇒社会経済情勢の変化に応じた、目標の再設定や計画変更などの柔軟な対応。